

((様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	7-7	担当課	長寿介護課
法令名	戦傷病者特別援護法	根拠条項	20-1	許認可等の内容	更正医療の給付
1 法令の定め(許認可等要件) 戦傷病者特別援護法第20条第1項 知事は、公務上の負傷により、令第9条第2項に定める程度の障害にある戦傷病者が更生するために医療が必要であると認めるときは、その者の請求により、その更生のために必要な医療の給付を行う。 更生医療の給付は、厚生労働大臣が障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関に委託して行う。 (戦傷病者特別援護法第20条第2項)					
2 その他 戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領について (昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知) 戦傷病者カードにより資格を確認し、身体障害者更生相談所の長に判定を求めると共に、請求者に対し期日を指定し更生相談所に出頭するよう通知すること。					